

長野県環境保全研究所外部評価委員会設置要綱

(設 置)

第1条 長野県環境保全研究所研究管理要綱第8条及び9条に規程する、長野県環境保全研究所（以下「研究所」という。）が行う業務、調査研究が真に県民益となるよう、中長期的な観点に基づき客観的かつ公正に判断するため、外部評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

なお、外部評価委員会は、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、法律又は条例により設置された附属機関ではないものとする。

(組 織)

第2条 委員会の委員は次に掲げる者の中から、7名以内の範囲で研究所長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 環境保全、自然保護、保健衛生に関する団体関係者等
- (3) その他研究所長が必要と認める者

2 委員会に委員長をおき、委員長は委員会を統括する。

3 委員長は委員の互選により選出する。

4 委員会には、必要により部会を設置することができる。

5 委員会は、研究所内に事務局を置く。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は3年とし、再任は妨げない。

2 委員に欠員が生じたときは補充することができる。なお、補充委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会議の開催)

第4条 委員会の開催は原則として年に1回とし、研究所長の依頼を受け委員長が招集する。

(実施方法)

第5条 委員会の実施方法は別に定める「長野県環境保全研究所外部評価委員会実施要領」によるものとする。

(附 則)

この要綱は平成18年11月6日から施行する。

平成23年3月30日一部改正

平成31年3月29日一部改正

令和5年3月7日一部改正